

# 建設現場における遠隔臨場の実施（概要版）

## 概要

- ・ **モバイル端末等によるビデオ通話**（映像と音声の双方向通信）を用いた立会及び段階確認
- ・ 受注者が監督員に映像と音声をリアルタイム配信し、相互に確認を行うことで監督員が必要とする情報を得ることができるもの
- ・ 対象工事は設計図書に記載し、受注者が希望する場合に実施

## 利用するシステム等

受注者	スマートフォン、タブレット等のモバイル端末 （受注者が用意）
発注者	iPad（浜松市で配備する端末を利用）等 ※受注者による準備は不要
利用サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>発注者の端末で利用可能であることを要件</b>として受注者が選定</li><li>・ Zoom等のWeb会議サービスを想定</li></ul>

※特別なシステム導入等を前提としないため、費用は共通仮設費率に含むものとし、別途計上はしない

## 遠隔臨場の実施方法・留意事項

### 適用できない条件

- ・ 出来形計測等において、映像で計測値の確認が困難な場合
- ・ 夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場所

### 必要事項

- ・ 施工計画書に実施計画、仕様、実施記録の方法を記載
- ・ 監督員が臨場の必要があると判断した場合は、臨場による立会を実施

### 実施計画


- ・ 全体の立会・段階確認予定回数の5割程度を上限
- ・ 中間技術検査、完成検査（指定部分含む）、出来高検査には適用しない

### 実施記録

- ・ 遠隔臨場が行われたことの実施記録を行う
- ・ 内容の記録は、従来と同様に写真で行う（監督員が写真に入ることに替えて黒板に遠隔臨場と記載）

# 遠隔臨場を実施するための利用サービス（参考）

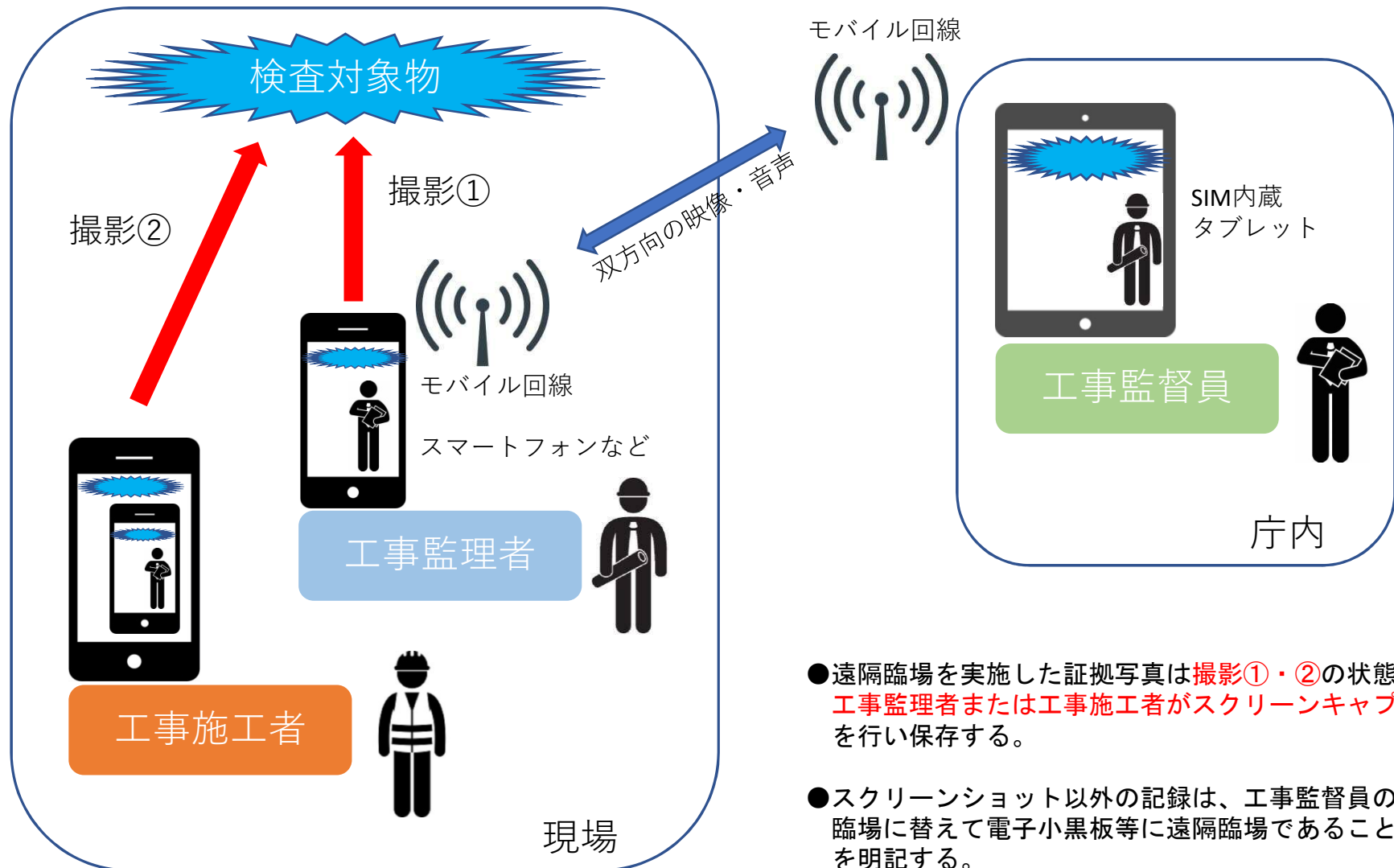
## 各Web会議ツールの詳細機能を比較

	 LINE	 Messenger (Rooms)	 Skype (Meet Now)	 Zoom	 Webex Meetings	 Whereby	 Google Meet	 Microsoft Teams
最大参加可能人数	200人	50人	50人	100人	100人	4人	100人	300人
ゲストのログイン	要	不要	不要	不要	不要	不要	要*	要*
ブラウザのみで参加	×	○	○	○	○	◎※1	◎※1	○
URLの事前発行	×	○	○	○	○	○	○	○
カレンダー連携※2	×	×	×	Outlook/Google	Outlook/Google	Google	Outlook/Google	Outlook/Google
チャット	○	×※3	○	○	○	○	○	○
挙手/リアクション	×	×	○	○	○	○	×※2	○
画面共有	○	○	○	○	○	○	○	○
ホワイトボード	×	×	×	○	○	×	×	○
投票	○	×	○	×*	○	×	×	○
録音・録画	×	×	○	○	○	○	×*	×*
仮想背景/背景ぼかし	○	×	○	○	×	×	×	○
PCでの最大画面表示数	16人	25人	9人	25人	25人	4人	16人※2	9人
スマホでの最大画面表示数	6人	8人	4人	4人	2人※4	4人	5人	4人
その他、無料版の制限	なし	なし	なし	3人以上参加時、40分の利用制限	50分の利用制限	有料版では12～50人が参加可能	60分の利用制限 ※5	ストレージ容量など

● 2020年6月30日時点の情報。OSによって機能や仕様に制限が出る場合がある。 ★ 有料版で利用可能。 ※1 ブラウザーで全機能利用可能。  
 ※2 一部、拡張機能で追加可能。 ※3 メッセンジャー自体では利用可能。 ※4 iPhoneでは4人。 ※5 9月末までは制限なし。

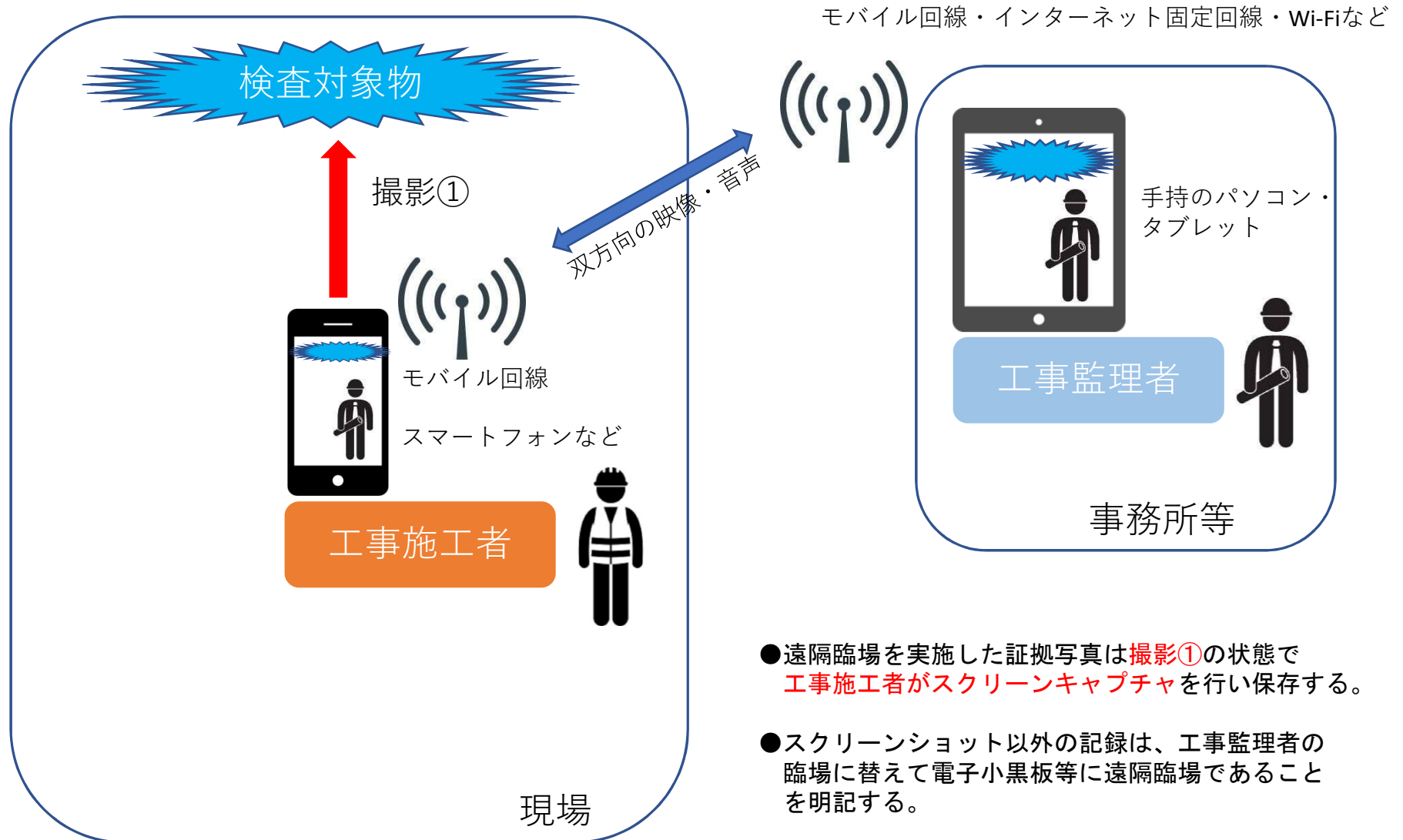


## 受発注者の位置関係（工事監督員が遠隔臨場する場合）

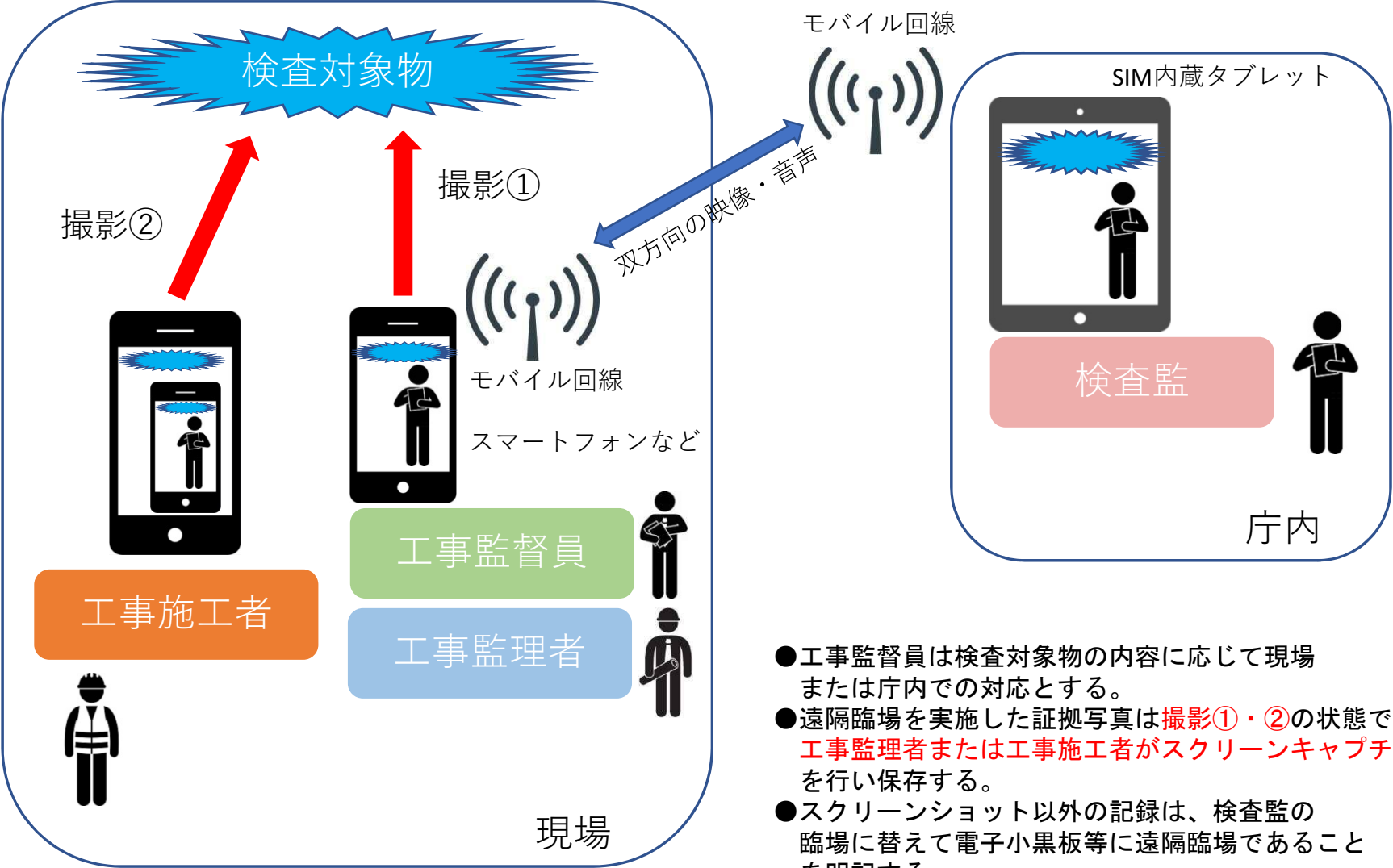


- 遠隔臨場を実施した証拠写真は**撮影①・②**の状態**で工事監督者または工事施工者がスクリーンキャプチャ**を行い保存する。
- スクリーンショット以外の記録は、工事監督員の臨場に替えて電子小黑板等に遠隔臨場であることを明記する。

# 受発注者の位置関係（工事監理者が遠隔臨場する場合）

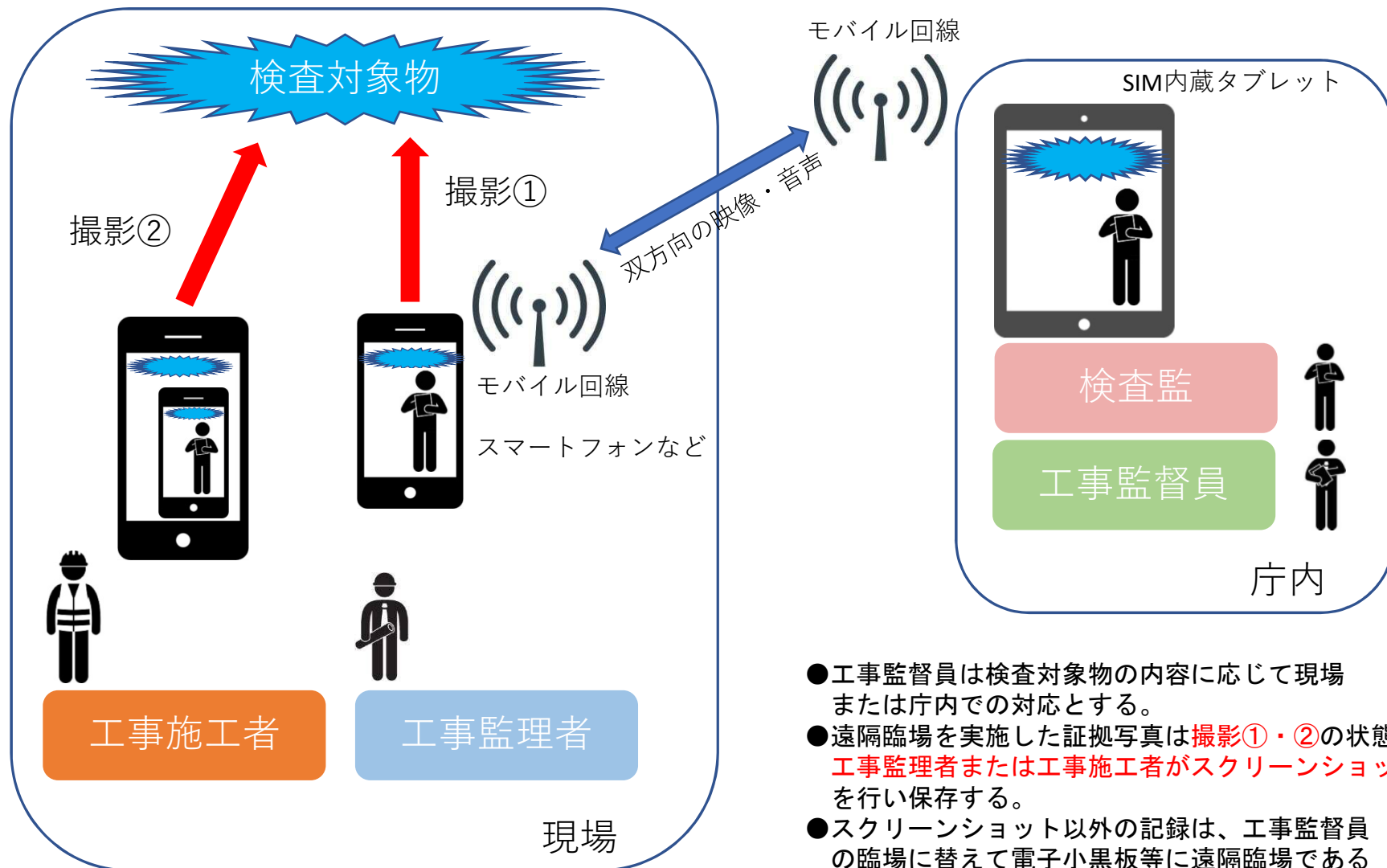


# 受発注者の位置関係（検査監が遠隔臨場する場合）①



- 工事監督員は検査対象物の内容に応じて現場または庁内での対応とする。
- 遠隔臨場を実施した証拠写真は撮影①・②の状態で工事監理者または工事施工者がスクリーンキャプチャを行い保存する。
- スクリーンショット以外の記録は、検査監の臨場に替えて電子小黑板等に遠隔臨場であることを明記する。

## 受発注者の位置関係（検査監が遠隔臨場する場合）②



- 工事監督員は検査対象物の内容に応じて現場または庁内での対応とする。
- 遠隔臨場を実施した証拠写真は撮影①・②の状態でも工事監理者または工事施工者がスクリーンショットを行い保存する。
- スクリーンショット以外の記録は、工事監督員の臨場に替えて電子小黑板等に遠隔臨場であることを明記する。

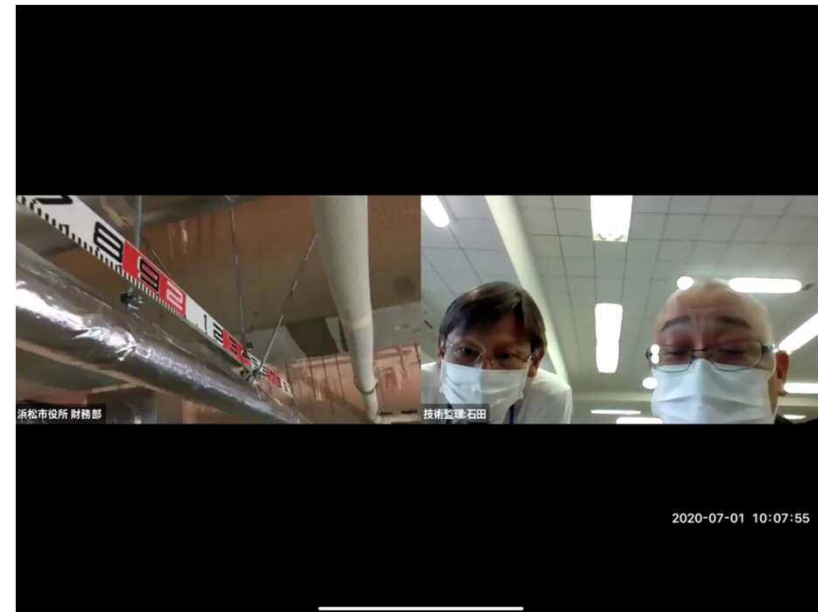
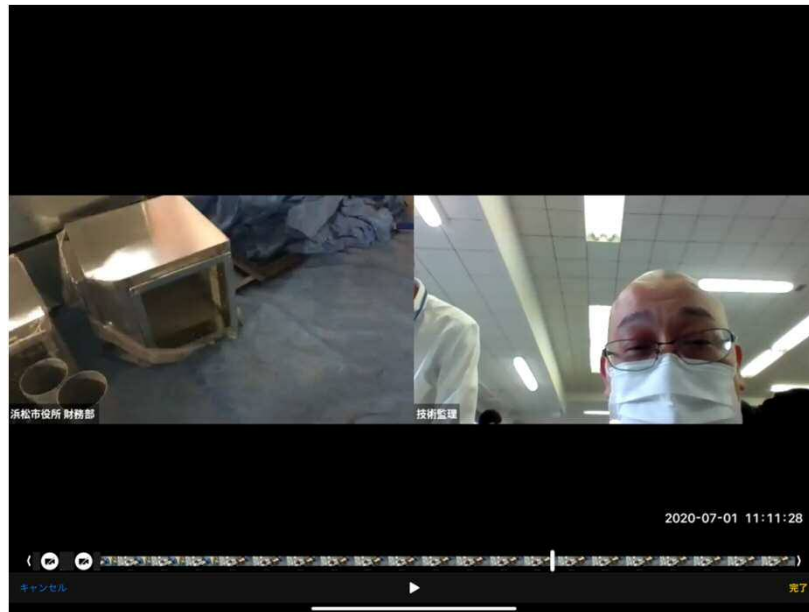


## 実施記録の方法 監督員の映像を含む写真

- ・ 遠隔臨場の行われた確認として1枚記録を行う
- ・ すべての写真に通話映像を含める必要はなく、内容確認の記録は通話映像なしの写真で撮影

### ①通話中のスクリーンキャプチャ（撮影①）

ビデオ通話アプリで監督員の画面を表示させた状態でスクリーンキャプチャを行う  
※この状態では電子小黒板は利用できない





## 実施記録の方法 監督員の映像を含む写真

- ・遠隔臨場の行われた確認として1枚記録を行う
- ・すべての写真に通話映像を含める必要はなく、内容確認の記録は通話映像なしで写真で撮影

### ②端末の画面を含めて撮影（撮影②）

ビデオ通話アプリで監督員の画面を表示させた状態の端末を含めた写真を撮影する  
 ※屋外では、液晶画面表示がきれいに撮影できない場合がある

